

仕様書

- 1 危険木の処理に当たっては、本仕様書によるほか、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。
- 2 危険木の処理に当たっては、残存木及び隣接民有地への被害防止、作業者並びに第三者に対する安全確保に努めることとし、以下に留意して行うこと。
 - (1) 処理を行う危険木は、監督職員の指示によりそれぞれの立木の状態を事前に確認し、安全な処理方法を選択すること。
 - (2) 地際から50cm以内で伐倒すること。ただし、腐朽木等で安全に伐倒できない場合は監督職員の指示を受けること。
 - (3) 危険木の処理に当たっては、安易な方法によることなく、チルホール等により国有林側に牽引を行い、安全作業に万全を期すこと。
 - (4) 強風等により安全確保が困難な場合は、伐倒を行わないこと。
 - (5) 作業中は、関係者以外の立入りを禁止する措置を講ずること。
- 3 処理した危険木は、適当な長さに玉切りを行い、監督職員の指示により林内に安定させた状態で存置すること。
- 4 請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、請負者の責任において対応すること。
- 5 チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー取扱い作業指針」（平成21年7月10日基発0710第1号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針は作業者にも守られるよう必要な措置を講ずること。
- 6 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講ずること。
- 7 作業内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影を行い、整理して監督職員に提出すること。
- 8 その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。